

● 公立大学法人山口県立大学高速道路等利用料支払事務取扱要領

高速道路等利用料の支払方法については、公立大学法人山口県立大学（以下「大学」という。）の用務に伴う出張の際において、自家用車（職員が運転し、又は自己のために運行の用に供する自動車で、大学が当該自動車につき所有権その他これを使用する権利を有しないもので、当該職員が通常使用しているもの。）で高速道路及び有料道路（以下「高速道路等」という。）を利用した際に支払った利用料（以下「高速道路等利用料」という。）を職員に支払うことができる。

1 目的

この要領は、出張の際において高速道路等を現金又はE T Cカード等により支払った場合についての必要な事項を定めるものとする。

2 支給要件

自家用車による高速道路等を利用した出張については、次の各号のすべてに該当する場合において、現に支払った利用区間の利用料を支給することができる。ただし、他の職員の自家用車に同乗した場合の出張は支給の対象とならない。

- (1) 高速道路等の利用が県内の用務に係るものであること
- (2) 高速道路等の利用区間が2区間以上の利用であること

3 自家用車の出張利用の承認

自家用車を公用に使用しようとする職員は、事前に「自家用車公用使用承認書」により理事長の承認を受けなければならない。

4 利用伺

職員は、高速道路等の利用を伴う出張をする場合、旅費システム「かるく出張2」による「旅行命令・依頼伺」により事前に決裁を受けて利用しなければならない。

5 請求方法

高速道路等利用料の請求については、旅費システム「かるく出張2」による「旅行報告書」に「領収書（金額及び利用区間が記載されたもの）」を添付して決裁を受けることにより、これを行うものとする。

なお、高速道路等利用後、料金所のE T C車線を無線通信して通行することができる装置（以下「車載機」という。）を搭載して利用した場合には、E T C利用照会サービスを利用し利用証明書（金額及び利用区間が記載されたもの）を出力し添付すること。

6 通勤手当重複区間の取扱い

高速道路等の利用区間において、通勤手当が支給されている区間を利用した場合には、その利用区間の料金は支給しない。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。